

第9講

デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

平成 29 年 4 月に「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」がデジタルアーカイブの連携に関する 関係省庁等連絡会・実務者協議会にてまとめられた。

ここでは、博物館・美術館、図書館、文書館といった文化的施設に加えて、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体などの有形・無形の様々なコンテンツを保有する機関・団体等を対象に、業務にもサービスにも役立つデジタル情報資源の整備・運用方法について報告している。ここでは、各機関におけるデジタルアーカイブの構築・共有・活用について考える。

デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン



【学習到達目標】

- ・ デジタルアーカイブの構築・提供について説明できる。
- ・ アーカイブ機関が無理なくデータを整備・共有・連携できる共通基盤（プラットフォーム）の構築について、その機能を具体的に説明できる。

1. デジタルアーカイブの構築・共有・活用

月尾嘉男氏(東京大学名誉教授)が提起した「デジタルアーカイブ」という和製英語が 1994 年ごろ誕生し 20 年以上が経つ)。1996 年に設立されたデジタルアーカイブ推進協議会(JDAA)により伝播し、「有形・無形の文化遺産をデジタル映像の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、隨時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信」というデジタルアーカイブ構想として明文化された。その間、インターネットやデジタル技術の進歩で、デジタルアーカイブという言葉だけでなくデジタルアーカイブ自体も社会に浸透してきた。

日本においては、2001年の政府による「e-Japan 重点計画」立案以降、様々な施策が発表され、「国立国会図書館サーチ」や「文化遺産オンライン」等多くのデジタルアーカイブ作成されてきた。しかし、欧州における「Europeana」や米国における「DPLA」等と比較すると、日本におけるデジタルアーカイブの施策は後れを取っていると言わざるを得ない。

日本における最近の動向としては、2017年4月「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」による報告書『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』と『デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン』の発表が挙げられる。報告書『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』の中では、「**活用**」と「**共有**」という言葉が頻繁に使われ、「**循環**」や「**サイクル**」「**還元**」という言葉も使用されている。

2. 活用する者のためのニーズ対応

デジタルアーカイブの構築・提供においては、活用が想定されていない場合が多い。例えば、コピー・ダウンロード・メール送信が不可、専用ソフトが必要で汎用性がない、画像・ブラウジングのみ可能で本文・索引が検索できないなど、利用者ニーズに対応したシステム構築となっていない。また、海外研究者や国内在住外国人といった利用者を想定しておらず、英語を基本とした外国語に対応していないといった問題もある。インターフェイスの英語化に加えて、少なくともメタデータについては、英語又はローマ字で表記されることが求められている。デジタルアーカイブは構築して終わりではなく、有効に活用してもらうためには、利用者側と一緒に育っていく仕組みが必要である。例えば、Wikipediaでは、利用者に情報の追加や更新などを行ってもらうことで、低コストで新しい情報を維持することを可能としている。他方、我が国においては、一部

の市民活動によるコミュニティアーカイブのほかは、活用促進のための活用コミュニティの形成といった取組はほとんど見られない。

「デジタルアーカイブは構築して終わりではなく、有効に活用してもらうためには、利用者側と一緒に育てていく仕組みが必要」として Wikipedia を例に挙げているのが印象的である。これまでのデジタルアーカイブでは、利用者は一方的に利用するだけだったが、これからは制作機関だけでなく、利用者も一緒になってデジタルアーカイブを育てていくという考え方である。

この図で特徴的なのは、報告書の中でもよく使用されている「つなぎ役」と「成果物の還元」ではないだろうか。「つなぎ役」とは「Europeana の「アグリゲーター」、DPLA の「ハブ」に相当する役割・機能を果たす機関のことをいい、分野・地域コミュニティにおけるメタデータを集約し、API 等による提供を行う機関」としている。

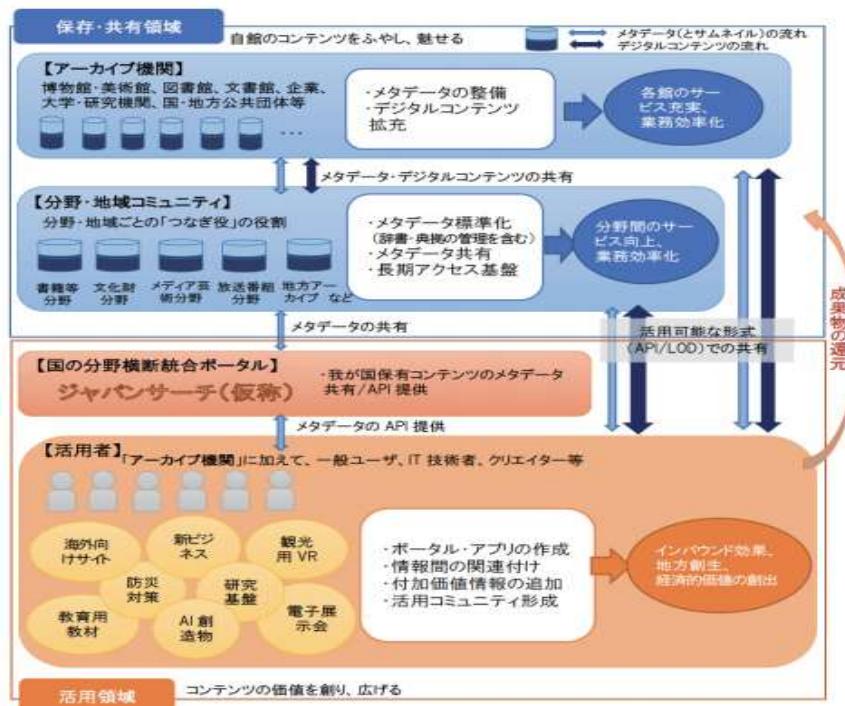


図 1 デジタルアーカイブの共有と活用のために

「成果物の還元」については、「活用者は、メタデータを共有することで、様々なアプリの提供、付加価値の追加等を通じて、活用を行う。その成果物を保存・共有領域に還元し、再資源化することも期待される。」としている。また、「第2章 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の在り方」の「3。アーカイブ機関に求められる役割 (3)評価指標の見直し」の項にて、「デジタルアーカイブによる活用事例としてどのようなものがあるか、活用者がどのような評価をしているかという追跡調査を実施するなど、活用者からのフィードバックを得られる仕組みを取り入れることも必要である。」としている。これらは前述した、「利用者も一緒になってデジタルアーカイブを育てていく」という考え方であると言える。

「今後の国の取組の方向性」としては、次の7項目を挙げている。

- (1) 「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の策定
- (2) 国・地方自治体が保有するデジタル情報資源のオープン化推進
- (3) 国の統合ポータル構築の取組推進
- (4) デジタルアーカイブ活用促進のためのフォーラムの設置の検討
- (5) つなぎ役の取組支援
- (6) アーカイブ機関の人材教育支援
- (7) アーカイブ機関による取組促進のためのインセンティブの検討

また、「第4章 残された論点」では次のような記述がある。

我が国では、今まで様々な機関・主体によってデジタルアーカイブが構築されてきた。そこで作られたコンテンツは様々な特徴があり、優れたものも多かったが、保存されることなく消えていったものも多い。また、新たにデジタルアーカイブを立ち上げる際に、

コンテンツを新たに作り直すということが行われる場合もある。このようなデジタルアーカイブ開発に関する重複投資を避ける必要がある。

このために、国や公的機関が中心となり、アーカイブ機関が無理なくデータを整備・共有・連携できる共通基盤（プラットフォーム）の構築についての検討を行うことが望まれる。その際、個別のデジタルアーカイブによっては管理組織の体制等の理由で維持管理が行き届かず消滅してしまう恐れがあるものもある。そうしたことが起こらないようにするための長期利用・永続的アクセスを意識した取組についても検討が必要である。また、デジタルアーカイブの消滅について触れている点が印象的である。

今後、日本国内におけるデジタルアーカイブは、上記報告書『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』や『デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン』等をもとに展開されると考える。デジタルアーカイブ制作機関は、これら最新の施策を取り入れていく必要がある。

【研究課題】

活用する場合は、メタデータを共有することで、様々なアプリの提供、付加価値の追加等を通じて、活用を行い、その成果物を保存・共有領域に還元し、再資源化することも期待されると報告されている。そのためには、具体的に何をすることが必要になるか述べよ。

【参考文献・参考 Web】

- (1) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）：デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン、平成 29 年 4 月